

令和4年度安全重点施策

1. 気象、海象等の必要な情報収集を徹底し、適切な運行可否の判断をする。
 - (1) 船長は、運航の可否に必要な風速等の条件が安全管理規程に定めた基準に達したと認めるとき又は、その恐れがあるとき、運航を中止する。
 - (2) 経営トップ又は安全統括管理者は、運航を中止すべきと判断した場合において、運航が行われている場合、速やかに運航の中止を指示する。
2. 安全統括管理者および船長は点検整備の重要性を再認識し、入念な点検・検査を実施することにより機関故障等が発生させない。
3. 船長は、乗客の乗下船、転落等の人身事故をゼロにする。